

外国人介護人材受入促進事業実施要領

1 目的

本事業は、外国人介護人材の受入事業所等が実施する受入環境の整備に係る取組や外国人介護人材の確保に係る取組について支援を行うことで、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着の促進を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

(ア) 3 (2) に掲げる事業を直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(イ) 3 (1) (2) に掲げる事業を間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、外国人介護人材の受入施設・受入予定施設又はこれらを経営する法人及び介護福祉士養成施設等とする。

3 事業内容

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる取組を実施することができるものとする。

(1) 外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用の助成等を行う。

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、eラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

(2) 海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援

国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所等に対して、その費用の助成を行う。

ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、

- ・ 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集
- ・ 日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動
- ・ 上記取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

4 留意事項

(1) 外国人介護人材受入事業所等への費用の助成

3の(1)の取組に係る外国人介護人材受入事業所等への費用の助成については、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着の促進する観点から、当該取組に要する費用の4分の3以内の助成を行うものとする。

(2) 好事例の収集・整理

3の(1)の取組を実施するに当たっては、都道府県は、本取組によりツール等を導入した事業所の好事例等の収集・整理を行い、国に報告するものとする。また、国は、それらを幅広く周知することとし、取組の横展開を図ることとする。

(3) 補助対象外経費

3の(1)の取組において、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入経費を支援する場合、導入後の運営費は本事業の補助対象とはならない。

(4) 同一の法人等に対する助成

複数の実施主体が同一法人等に助成を行う場合であって、補助の内容が重複する場合は、本事業の補助対象とはならない。複数の都道府県で施設を運営する法人等が当該助成事業を申請する場合等には、補助の重複が無いよう、必要に応じて、申請内容を確認したうえで、適切に按分処理を行う等の対応を行うこととする。